重要事項説明書

（介護・予防介護訪問看護）

1　法人・事業所について

（1）　法人の概要

法人名称	株式会社　KAZOC
代表者職・氏名	代表取締役　高野　克己
所在地	岐阜県各務原市那加桐野町4丁目26番地1
法人連絡先	電話番号　　090-8072-7154
	ＦＡＸ　　058-214-3517
法人設立年月日	令和　6年　3月　15日

(2)　事業所の概要

事業所名称	**訪問看護ステーション　おむすび**
指定事業所所在地	岐阜県岐阜市岩田東1丁目309
	電話　058-214-3531　　FAX　058-214-3517
管理者名	加藤　雄次
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	岐阜県　２１６０１９１８３５　号

(3)　事業目的と運営方針

事業目的	株式会社　KAZOCが設置する訪問看護ステーション　おむすび（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適性な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保する事を目的とします。
運営の方針	ステーションは、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。また、その利用者が要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能維持または向上を目指します。ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保険所及び近隣の保険・医療または福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めていきます。

（4）事業所窓口の営業及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日　（但し　12/30～1/3を除く）
営業時間	10：00～16：00
緊急時の対応の為２４時間体制をとっています。	

（5）従業者職種

職　種	資　格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 サービス提供責任者	看護師	1　名	0　名	1　名	管理総括
訪問看護 サービス従業員	看護師	0 名	5 名	5 名	
	理学療法士	0 名	0 名	0 名	
	作業療法士	0 名	0 名	0 名	
事務員		0 名	0 名	0 名	

2　サービス提供について

（1）サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護 及び 介護予防訪問看護	①　療養生活や介護方法についての相談
	②　食事・入浴・排泄など日常生活の世話
	③　床ずれなどの手当て・医療機器やカテーテルの管理
	④　ガン・認知症・難病の方の看護
	⑤　リハビリテーション
	⑥　その他

（2）サービス提供の手順

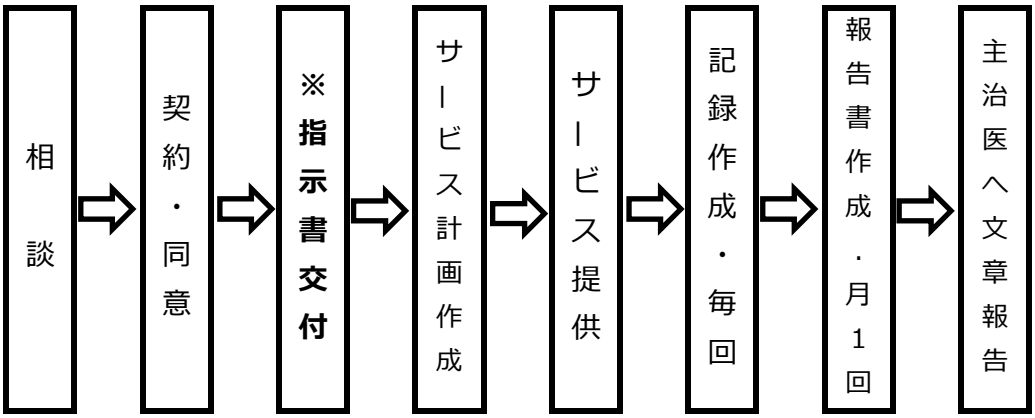

※　医師の指示書交付をもって訪問看護サービス開始となります。

※　サービス提供に先立って介護保険被保険者証に記載されている内容を確認させて頂きます。保険証に変更があった場合は速やかにお知らせ下さい。

3　利用者負担金について

※1 介護保険の適用がある場合は、料金表の基本料金の１割または２割が利用者負担金となります。

※2 但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※3 准看護師の場合は基本料金×90%になります

（1）　介護保険利用料金表　看護師

	サービス所要時間	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者負担額		
				1　割	2　割	3　割
訪問看護	２０分未満	昼間（8:00～18：00）	3,271　円	328　円	655　円	982　円
		早朝・夜間（※）	4,089　円	409　円	818　円	1,227　円
		深夜（22:00～8：00）	4,907　円	491　円	981　円	1,472　円
	３０分未満	昼間（8:00～18：00）	4,907　円	491　円	982　円	1,473　円
		早朝・夜間（※）	6,134　円	613　円	1,227　円	1,840　円
		深夜（22:00～8：00）	7,361　円	736　円	1,472　円	2,208　円
	３０分以上 １時間未満	昼間（8:00～18：00）	8,575　円	358　円	716　円	1,074　円
		早朝・夜間（※）	10,719　円	1,072　円	2,144　円	3,216　円
		深夜（22:00～8：00）	12,863　円	1,286　円	2,573　円	3,859　円
	１時間以上 1時間30分未満	昼間（8:00～18：00）	11,753　円	1,176　円	2,351　円	3,526　円
		早朝・夜間（※）	14,691　円	1,469　円	2,938　円	4,407　円
		深夜（22:00～8：00）	17,630　円	1,763　円	3,526　円	5,289　円

※　この表はステーションのある岐阜市6級地（10.42円）で算定した金額を含んでおります

	サービス所要時間	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者負担額		
				1　割	2　割	3　割
予防訪問看護	２０分未満	昼間（8:00～18：00）	3,157　円	316　円	632　円	948　円
		早朝・夜間（※）	3,946　円	395　円	789　円	1,184　円
		深夜（22:00～8：00）	4,736　円	474　円	947　円	1,421　円
	３０分未満	昼間（8:00～18：00）	4,699　円	470　円	940　円	1,410　円
		早朝・夜間（※）	5,874　円	587　円	1,175　円	1,762　円
		深夜（22:00～8：00）	7,049　円	705　円	1,410　円	2,115　円
	３０分以上 １時間未満	昼間（8:00～18：00）	8,273　円	828　円	1,655　円	2,482　円
		早朝・夜間（※）	10,341　円	1,034　円	2,068　円	3,102　円
		深夜（22:00～8：00）	12,410　円	1,241　円	2,482　円	3,723　円
	１時間以上 1時間30分未満	昼間（8:00～18：00）	11,357　円	1,136　円	2,272　円	3,408　円
		早朝・夜間（※）	14,196　円	1,420　円	2,839　円	4,259　円
		深夜（22:00～8：00）	17,036　円	1,704　円	3,407　円	5,111　円

※　この表はステーションのある岐阜市6級地（10.42円）で算定した金額を含んでおります

早朝・夜間（※）

早朝・夜間	早朝　午前６時～午前８時まで　夜間　午後６時～午後10時まで
	基本料金×25%加算
深夜	午後10時～午前６時まで
	基本料金×50%加算
減額	同一敷地内建物等又は利用者が20以上居住する建物の利用者に
	サービスを行う場合　基本料金－10%減算

（2）　介護の加算について

加算名称	単位数	ご利用者負担額			加算の説明
		1　割	2割	3割	
初回加算Ⅰ	300単位	300円	600円	900円	退院当日の初回の訪問を提供した月に加算
初回加算Ⅱ	300単位	300円	600円	900円	退院日以降に初回の訪問を提供した月に加算
緊急時訪問看護加算（月１回）	574単位	574円	1148円	1722円	本人・家族から電話で対応ができ、必要に応じて緊急訪問を行う体制のある場合
訪問看護特別管理加算Ⅰ（月１回）	500単位	500円	1000円	1500円	留置カテーテル・気管カニューレ・気管切開・悪性腫瘍指導管理
訪問看護特別管理加算Ⅱ（月１回）	250単位	250円	500円	750円	特別管理加算Ⅰ以外でその他厚生大臣が定める状態
ターミナルケア加算	2000単位	2000円	4000円	6000円	在宅で死亡したご利用者様（要介護者認定）について、死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内で死亡した場合も含む）に加算
退院時共同加算	600単位	600円	1200円	1800円	退院時病院面談実施　　（通常は１回）
複数名訪問加算（30分未満）	254単位	254円	508円	762円	同時に複数の看護師により訪問看護を行うことについて、ご利用者様の同意を得ている場合であって次のいずれかに該当する場合に算定します。①身体症状　②暴力行為等　③その他（ご利用者様の状況から判断して）
複数名訪問加算（30分以上）	402単位	402円	804円	1206円	
長時間訪問加算（１時間３0分以上）	300単位	300円	600円	900円	特別管理加算算定者に対し、１時間３０分以上を超える訪問看護を行った場合に算定
介護職員等処遇改善加算	訪問看護基本療養費（時間区分）および各種加算を合計した1ヶ月の総単位数に対して1.8%が加算され、そのうちご利用者様の自己負担割合（1～3割）に応じた金額をご負担いただきます。				

（3）その他自費請求について

交通費	自費	利用者が通常の実施地域以外の居宅においてサービスを行う場合であっても無料です。	
駐車場代	自費	有料駐車場を指定された際はご利用者様の別途負担となります。	
サービス提供に当たり必要となる利用者様の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	自費	ご利用者様の別途負担となります。	
医療物品等の代理購入	自費	指定商品の請求額通り	テープやドレッシング材料・治療に必要な物品は確認の上購入し請求させていただきます
看護師による通院同行	自費	5000円	病状の説明や薬の説明の補助が必要で依頼があった場合、1診療毎に請求いたします
エンジェルケア	自費	10000円	お亡くなりになったあとに行う処置、身体拭き、お着替え、メイクなどの死後のケアなど

（4）ご利用料金等の請求及び支払方法について

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担及びその費用の額は、利用者ごとの合計金額により請求致します。上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌日20日までに利用者宛てにお届け（郵送）致します。
お支払方法	サービス提供の都合お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、ご利用月の翌々月10日までに　利用者指定口座からの自動振替でお支払下さい。 お支払を確認致しましたら、領収書をお渡し致しますので、必ず保管されますようお願い致します。 （医療費控除の還付請求の際に必要となります）

※　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期限から３ヶ月遅滞しさらに、支払い督促から１ヶ月以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4　通常のサービス提供地域について

岐阜市・各務原市・関市・岐南町・一宮市	※左記地域以外でもご希望の方はご相談下さい

5　キャンセルについて

キャンセルされる場合は至急事務所までご連絡下さい。

連絡先	**090-3253-9012**

6　緊急時の対応方法について

電話でのご相談および緊急時訪問を致します。

訪問看護ステーション おむすび	①　**090-3253-9012** ②　**058-214-3531**

サービス利用中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用様が予め指定する連絡先にも緊急時連絡票を基に連絡します。

7　サービス提供に関する苦情・相談について

事業所ご利用相談	電　話：　058-214-3531
受付時間　平日10：00～16：00	担当者：　加藤雄次
事業所苦情対応	電　話：　058-214-3531
受付時間　平日10：00～16：00	担当者：　高野克己

【行政機関その他苦情受付】

・岐阜市役所介護保険課　支援係 受付時間　平日　8：45～17：30	電話：058-214-2093
・各務原市健康福祉部高齢介護課 受付時間　平日　8：30～17：15	電話：058-383-2067
・国保連合会介護保険苦情相談窓口 受付時間　平日　8：30～17：15	電話：058-275-9826

8　秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・看護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業所は、従業者に、義務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業所は、利用者から予め文書同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。)

9　人権の擁護・虐待の防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保します。
次に掲げるとおり措置を講じます。

(1) 人権擁護・虐待防止に関する責任者を選定しています。
(2) 成年後制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決対策を整備しています。
(4) 従業者に対して、人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

人権擁護・虐待防止に関する責任者	高野　克己

10　衛生管理について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます

（1）看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います

（2）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（3）事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

11　業務継続計画策定について

（1）感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する為の及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12　事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対して訪問看護サービス提供により事故が発生した場合は速やかにご利用者様のご家族、主治医、関係市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故発生によりなんらかの処置を必要とする場合は、ご家族と相談し、適切に病院の受診ができるよう支援致します。

事故の経過をよく検討し、その原因を究明し、再発防止の対策を講じるとともに再発防止に努めてまいります。

13　非常災害時の対応において

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築します。

ご利用者様の居住区域において訪問看護を提供出来ない何らかの大災害が発生した場合、ご連絡の手段が確保されている場合を除いては急きょ訪問看護の提供を取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保した時点でご連絡させて頂きますので、ご了承下さい。

※サービス利用に際してのお願い・禁止事項　（別紙：同意書あり）

・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
・訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
・見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する事もあります。（別紙同意書あり）
・訪問中の喫煙ご遠慮下さい。
・事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

重要事項説明の説明年月日	令和　　年　　月　　日

重要事項説明書の内容についてご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	岐阜県各務原市那加桐野町4丁目26番地1
	法人名	株式会社　KAZOC
	代表者名	代表取締役　高野　克己
	事業所名	訪問看護ステーション　おむすび
	管理者	加藤　雄次
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

ご利用者様	住　所		
	名　前		
代筆の場合代筆者氏名 （ご利用者様との続柄）			続柄